（耕論）裁判も配信の時代？　ローレンス・レペタさん、笹田栄司さん、平野哲郎さん

2026年11月11日 5時00分 有料記事







裁判手続きのオンライン化が進むが、傍聴は今も法廷が基本だ。裁判資料も広くネット公開はされていない。憲法は「裁判の公開原則」を定めるが、デジタル社会の公開のあり方とは。

■デジタル化が育てる信頼　ローレンス・レペタさん（米ワシントン州弁護士）

裁判所は非常に大きな権限、権力を持つ組織ですから、民主主義社会では国民による裁判所の監視が不可欠です。そのためには、裁判の公開、透明性が重要です。裁判が公正に行われているだけではなく、外から公正に見えること、外観上の公正さが大切なのです。

米国ではこうした考え方に基づき、最高裁が１９８０年、裁判は原則公開しなければならないと示しました。今では州によってはインターネットで裁判を配信していますし、連邦裁判所事務局が運営するＰＡＣＥＲ（ペイサー）というウェブサイトでは、当事者や弁護士でなくても、誰もが裁判資料を閲覧できます。ＤＶ事件など例外はありますが、原則は公開なのです。

私は８０年代初め、国際交流基金の特別研究員として、東京地裁で刑事裁判を傍聴しました。日本の株式市場の規制を研究するためです。ところが、傍聴席でボールペンと紙を出しメモを取ろうとすると、職員に「メモはだめです」と告げられました。

驚きました。私は当時、米国のロースクールを卒業し、弁護士になって３年目ぐらい。そんな経験をしたことはありません。日本の弁護士に相談する中で、これは「表現の自由」や「知る権利」に関わる重要な問題だと気づき、日本国憲法８２条が定める「裁判の公開原則」に反しているなどとして、国を提訴しました。

一、二審では敗訴しましたが、最高裁が８９年に原則としてメモを「傍聴人の自由に任せるべきだ」としました。年に２回ぐらい日本を訪れ、ときどき裁判も傍聴しますが、傍聴人のメモが当たり前になっていて、とてもうれしいです。

日本でも裁判のデジタル化が進んでいると聞きました。弁護士がオンラインで書面を提出できるなど、効率性が上がったのは良いことです。ただ、公開性という観点でも、もっと情報技術を使ってほしい。特に裁判資料については、日本もペイサーのようなシステムで、誰もがどこからでもオンラインでアクセスできるようにするべきです。

メモ訴訟の最高裁判決には、裁判の公開原則の趣旨について、「裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにある」とあります。判決はメモが争点でしたが、メモだけでは不十分なのです。裁判ができるだけ広く公開されなければ、国民の信頼の確保という目的は果たされないのです。（聞き手・根津弥）

＊

Ｌａｗｒｅｎｃｅ　Ｒｅｐｅｔａ　１９５１年生まれ。米シアトル在住、元明治大特任教授。近著に、立川反戦ビラ事件の裁判をまとめた「平和を求める自由」。

■改変や拡散、人権侵害危惧　笹田栄司さん（憲法学者）

裁判所に関する情報公開や裁判所情報へのアクセスは、大きく三つに分けられます。（１）裁判所の組織や裁判手続きなどに関する裁判所自身による情報提供（２）市民による裁判傍聴や訴訟記録の閲覧（３）新聞などを通じた裁判報道――です。（２）（３）には国民が裁判を監視するという意味で、司法に対する民主的コントロールの機能があると言えます。

憲法８２条は「対審及び判決の公開」を定めています。対審は、民事裁判の口頭弁論、刑事裁判の公判を指します。海外では、裁判の公開原則を憲法上、明文で保障する例は多くありません。日本のように、民事裁判も含めて、対審と判決の公開を具体的に定めているのは珍しいと言えます。

背景には、戦前の密室裁判への反省があります。明治憲法でも公開原則はありましたが、「安寧秩序」を害する恐れがあるとして政治的色合いの濃い事件などで、権力によって恣意（しい）的に公開が停止されました。そのため、現憲法にも例外規定はありますが、政治犯罪や出版に関する犯罪などは、常に公開しなければならないとされました。

公開とは、一般公開を意味します。裁判を傍聴する利益について、裁判の公開の結果として間接的に得られるものと最高裁は位置づけており、個人に「傍聴する権利」が保障されるとまでは考えられていません。

ＡＩやＳＮＳが発展した時代に裁判の公開を拡大するにあたっては、そのデメリットの大きさも考慮しなければなりません。裁判をネット公開した場合、法廷の音声や映像の一部が切り取られたり、改変されたりして拡散する可能性は否定できません。それによる人格権の侵害は、従来より拡大するでしょう。

注目を集める事件では、被告人が判決前からネット上に広くさらされることで「推定無罪の原則」が実質的に意味を失いかねません。証人らの発言が萎縮する可能性もあります。

ただ、最高裁大法廷の口頭弁論をネット中継するのは、あり得る選択肢だと思います。最高裁は「法律審」で、当事者本人や証人は通常出廷しないため、プライバシーの問題などが生じにくいからです。まずは、音声だけの中継から始める方法もあり得ます。

裁判の公開は、裁判の公正さと国民の信頼の確保に資するものです。ただ、デジタル化した社会で人格権侵害などが拡大しうることを考えれば、公開のあり方は慎重に検討すべきです。（聞き手・米田優人）

＊

ささだえいじ　１９５５年生まれ。早稲田大・北海道大名誉教授。専門は憲法。ドイツなど海外の裁判制度に詳しい。司法試験考査委員も務めた。

■足運べぬ人にも届くよう　平野哲郎さん（元裁判官・民事訴訟法学者）

英国、フランス、オーストラリア、カナダ、韓国などの国が、最高裁判所や憲法裁判所の審理をインターネットなどでライブ中継しています。アーカイブ映像も公開し、英国最高裁が欧州連合（ＥＵ）からの離脱（ブレグジット）直前の議会閉会の適法性について判断した訴訟や韓国憲法裁判所による前大統領の弾劾（だんがい）審判の動画を、誰でもいつでも見ることができます。

日本も民事、刑事訴訟の最高裁の弁論をオンライン公開すれば、裁判官と弁護士の議論を誰もが視聴でき、最高裁判事の国民審査の判断材料にもなります。発言の切り取りやＡＩ（人工知能）による加工も、公式サイトで全編を公開すれば、検証可能です。

また同性婚訴訟など、関心の高い裁判をどこからでも傍聴できるようになります。在外邦人の選挙権訴訟や強制不妊手術の国家賠償訴訟では、当事者の多くが海外在住や障害・高齢のため最高裁に行くことは困難でした。最高裁まで行けない人や傍聴席に入りきれない人にも、「裁判傍聴権」の保障を広げられます。裁判の公開は、デジタル社会では「法廷が市民に届く公開」に転換できるのです。

加えてオンライン公開が進めば、弁論は用意した書面の読み上げから、活気ある議論に変わるのではないでしょうか。その議論を踏まえて裁判官が評議し、結論を導き出すという本来の審理の姿に近づきます。

最大の課題は、従来の運用を変える最高裁自身の意思決定でしょう。米国では多くの州最高裁が動画を公開しており、録音公開だけだった連邦最高裁でも審理のテレビ中継を義務づける法案が上院で審議されています。日本の最高裁の法廷にはウェブ弁論用のカメラが備わり、技術的なハードルは高くありません。かつて法廷でのメモは審理妨害などの弊害が生じると言われましたが、レペタ判決でメモが認められた後も何も問題は起きていません。

海外の裁判所は、司法の役割を市民に伝えることに力を注いでいます。英国の最高裁は、重要判例が市民生活に影響を与えるかを展示や動画で伝え、子ども向けの絵本まで用意しています。裁判所に対する信頼が必要なのは、信頼を欠く裁判所が判決を下しても、その判断は尊重されず、本来果たすべき役割を十分に果たせなくなるからです。日本も裁判所への信頼を育むための一歩を踏み出してほしいと思います。（聞き手・酒井祥宏）

＊

ひらのてつろう　１９６９年生まれ。立命館大法科大学院教授。大阪地裁判事補など歴任。関連論文に「最高裁判所の弁論の透明化・活性化・実質化」。